

# 姫路市職員倫理審査会 次第

日時：令和4年5月16日（月）14時～  
場所：姫路市役所10階 第4会議室

## 1 開会

## 2 報告

- (1) 姫路市議会議員による不当要求事案に関する報告書
- (2) 不当要求事案専門委員の提言
- (3) 議員による不当要求行為の再発防止策等検討共同協議会
- (4) 市議からの不当要求行為防止に係る取組み
- (5) 令和3年度における姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例（規則）の運用状況等について

## 3 連絡事項

## 4 閉会

## 姫路市議会議員による不当要求事案に関する報告書（概要版）

## 1 はじめに

本報告書は、「市議会議員の不当要求行為に関する調査特別委員会」及び「不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会」（以下「真相究明委員会」という。）に提出された資料、調査された事項及び証人尋問等における質疑応答並びに関係職員に対して事実確認のために行った聴き取り調査の結果に加え、市議会議員による不当要求事案に係る検証等専門委員として、令和3年8月に市長が委嘱をした3人の外部有識者による調査・検討の内容を踏まえ、本市として、松岡廣幸市議会議員の関与が疑われた事案に関する問題点、原因分析及び再発防止策の検討の結果を取りまとめるとともに、本市における不祥事の再発防止に向けた取組方針等を記載したものである。

## 2 調査について

## (1) 専門委員による調査

長部研太郎弁護士、齋藤憲道大阪大学大学院法学研究科客員教授、柴田眞里弁護士の3名を専門委員に委嘱し、真相究明委員会の調査事案を対象に、専門的見地から調査・検討を行い、松岡議員の関与が疑われた事案に関する問題点、原因分析及び再発防止策について意見をいただいた。

## (2) 本市における調査

事案の内容及び職員の対応を確認するため、関係する14所属を対象に聴取調査等を行った。

## 3 主な事案の概要と問題点等について

## (1) 平成30年度次期道路台帳システム計画策定業務委託について

## ア 事案の概要

道路総務課が次期道路台帳システム計画策定業務委託に関するプロポーザルの実施に係る公告を行ったところ、プロポーザルへの参加を見送った事業者から相談を受けた松岡議員が、道路総務課長等呼び出し、実施要領に一部の大手事業者しか応募できない条件が付されている、過去10年間受注していた事業者を入札から外すべき等の要望を行った。なお、当該要望について、市は、当初、「不当要求行為のおそれ」としていたが、その後、職員倫理審査会の答申を受け「不当要求行為」と認定した。

## イ 問題点等

職員倫理審査会において、議員の要望は明らかに不当要求行為に該当すると判断されたことを踏まえると、当初から不当要求行為と認識し、対応すべき事案であった。

## (8) 令和元年度公園のフェンスの嵩上げについて 及び

## (9) 不当要求行為で問題となった公園のフェンスの嵩上げに関すること

## ア 事案の概要

松岡議員は、松原ノ荘公園で球技を行う際にボールが隣接宅地に飛び込むことを防止するため、同公園のフェンスを嵩上げするよう要望したにもかかわらず、要望が事業化されていないことに激怒し、要望を実施しない場合は次年度の国の交付金を減額させるなどと発言し、早期の実施を公園部長等に求めた。また、担当職員が自治会長に行ったフェンスの嵩上げに関する説明に立腹し、建設局長、総務局長等に対して、担当者を異動させること、自身の要望等は特別な取扱いを

すること、その旨を庁内に周知すること等を威圧的な言動を用いて求めた。建設局長は、議員の要望に応じ、早期に工事を実施するよう指示を行った。

なお、議員の要望について、市は、当初、「不当要求行為のおそれ」としていたが、その後、職員倫理審査会の答申を受け「不当要求行為」と認定した。

#### イ 問題点等

建設局長は、フェンスの嵩上げは他の公園との均衡を欠くとの認識がありながら、嵩上げを決定した。公園整備課長は、早急に工事を実施するため、建設局長の承認のもと、入札すべき工事を分割し、随意契約により発注した。

また、職員倫理審査会において、議員の要望は明らかに不当要求行為に該当すると判断されたことを踏まえると、当初から不当要求行為と認識し、対応すべき事案であった。

### (10) 浜手緑地・白浜地区の公園整備に関すること

#### ア 事案の概要

松岡議員は、公園整備課長等に対し、芝生広場の整備に係る発注が指名競争入札になるのであれば事前に教えること、複合遊具の業者を決定する前にプロポーザルの提案図面を見せること等を要望するとともに、公園部長等に対し、遊具の大きさが市内の大型複合遊具と同程度となるよう要望した。また、副市長、建設局長等に対し、複合遊具に係るプロポーザルの提案内容を変更すること等を威圧的な言動を用いて要望した。

建設局長は、議員の要望に従って地元の意向を受け入れ、複合遊具の仕様及び契約額の増額変更決裁を行った。

#### イ 問題点等

松岡議員による不当要求行為に対して、副市長以下幹部職員は市場移転への悪影響を懸念し、毅然とした組織的対応をとることができなかった。また、建設局長は、議員の要望を受け、複合遊具に係る整備事業費の大幅な増額を決定するとともに、増額による工事は別契約により実施すべきところ、変更契約により実施した。

### (14) 白浜小学校の相撲場整備に関すること

#### ア 事案の概要

松岡議員は教育次長に対し、白浜小学校の相撲場を整備するための設計及び工事の次年度予算について要望した。教育委員会は予算要求を行い、鉄骨造による相撲場の上屋の整備を予定していたが、相撲場は国技館のような木造の神明造りにされたい旨の議員からの要望を受け、最終的に要望どおり実施することとなった。

なお、相撲場新設工事に係る入札の実施に当たり、松岡議員が学校施設課長に対して入札を延期するよう求めた（後日、不当要求行為と認定）のに対し、同課長は、要望に配慮した形を示すため、契約日を予定より遅らせる対応を行った。

#### イ 問題点等

学校施設課長は教育委員会の方針として鉄骨造での整備を主張したが、副市長に対する要望の結果、木造の神明造りによる整備を決定し、予算が大幅に増額することとなった。また、相撲場の整備に当たって、同施設が学校施設であるにもかかわらず、学校長等との協議を行うことなく、議員との協議に終始した。

教育委員会が不当要求行為と認定した入札の延期を求める議員の行為について、当時は不当要

求行為と判断できなかつた。また、議員の要望に配慮した形を示すため、契約日を変更した学校施設課長の行為は不適切であった。

#### (17) 白浜西山公園に関すること

##### ア 事案の概要

松岡議員は公園整備課長に対し、西山公園のトイレの水洗化について、翌年の秋祭りまでに早急に整備を進めること、また、外観を屋根に反りを入れる、外壁をなまこ壁にする等、栗生の松原公園と同様の意匠に合わせることを威圧的な発言を用いて要望した。市は、水洗化については応じなかつたもののトイレの建替えを行うこととし、外観は議員の要望に従い設計変更を行った。

##### イ 問題点等

松岡議員による外観の変更に係る要望について、必要性等を十分に検討することなく仕様を変更し、その結果、他の同規模の公園トイレと比較して建設費用が高額となった。

#### (21) 姫路市中央卸売市場新市場新築工事実施設計委託に係る入札発注の取り止めに関すること

##### ア 事案の概要

「姫路市中央卸売市場新市場新築工事実施設計委託」の制限付き一般競争入札の公告を行ったところ、松岡議員は、市場移転に係る交通量推計等の地元説明会における意見に対する回答をしていない段階で入札公告を行うのは時期尚早であるとして、産業局長に対し、入札公告を取り下げること、取り下げないなら農水省に補助金を止めてもらう旨の要望を行った。産業局長は、市場移転の推進には地元の理解が不可欠であるとの認識から、副市長に報告の上、入札公告の取下げを決定した。

##### イ 問題点等

松岡議員の要望（後日、不当要求行為と認定）を受け入れ、公告済みであった入札を中止した。

## 4 原因分析について

### (1) 松岡議員による不当要求行為等

「市議会は行政に対し議決権等を有しており、市議会議員が不当要求を行ったとしても、民間人が不当要求行為を行った場合と同じ対応を職員が行うことは困難である」旨の専門委員の意見に見られるように、議員と職員との間には一般市民とは異なる特殊な関係があるなかで、松岡議員は、この関係性を背景に、市場移転事業に対し強い影響力を有していることを誇示するなど、再三にわたり、威圧的な言動等を用いて職員に自身が求める事業等の実施を迫った。

### (2) 職員倫理条例に基づく要望等への対応の不備、不徹底

#### ア 職員による要望等全件記録の不徹底、認識不足

職員倫理条例において要望等の全件記録が求められているところ、当該記録の未作成が散見され、市議会議員の要望等に係る情報が組織で共有されていなかった。

職員倫理アンケートの結果によると、要望等の全件記録について、「記録できていないときがある」(21.6%)・「知っているが記録できていない」(7.9%)と回答した職員の多くは、その理由として、「必要により記録すればよいと思っていた」(28%)、「不当要求行為等に該当すると思われる場合のみ記録するものと思っていた」(17.8%)と答えており、全件記録に対する職員の認識不足が主な原因であると考えられる。

## イ 不当要求行為の判断が不的確

不当要求行為の該当性についての的確な判断ができていない。その原因として、職員倫理条例マニュアルの記載が具体性に欠けるなど不十分であったことから、職員によって判断基準にばらつきが生じたことが考えられる。また、職員倫理アンケートによると、特に主幹級以上の職員は議員との関係を損ねたくないという思いが強く、議員の要望を不当要求行為と認定することを躊躇する傾向があることがわかる。この点については、専門委員にも同様の意見があるほか、過去の職員倫理審査会の答申においても、「一般的な市民とは異なる市議会議員と職員という関係性が「不当要求行為」に該当するかどうかの本市の判断に影響を及ぼした。」との指摘がある。

さらに、副市長等の市幹部が市の重要施策である市場移転事業への影響を過度に意識し、不当要求行為の認定を躊躇したことも大きな原因の一つであると考えられる。

## ウ 不当要求行為への組織対応の不備

松岡議員の過度な要望等が繰り返し行われていたにもかかわらず、その時々々の要望等に関係する職員等による対応に終始し、市長をトップとした組織的な対応が行われていなかった。その結果、明らかに不当要求行為に該当する要望等に対しても、毅然とした態度で冷静に対応することができなかった。

## エ 職員研修の不足

職員倫理条例に関する取組として、階層別研修やグループミーティング等を実施しているが、このたびの一連の事案を通じて要望等の全件記録に対する職員の認識不足、不当要求行為の判断及びその対応の不徹底等が明らかになった。従来研修では十分な効果が得られていないことから、研修方法の見直しや研修内容の充実が必要である。

### (3) 職員自身の倫理意識の低下

松岡議員の要望に応じるため、不適切な方法による予算執行、入札すべき案件の分割発注・随意契約、他との均衡を欠く事業実施等が散見された。その原因の一つとして、市職員の倫理意識の低下が考えられる。

### (4) 議会への説明不足

白浜小学校相撲場の整備事業など、議会に対して十分な説明を行わず、審議に必要な情報提供が不足していた事案が散見された。その結果、当該事業における公平・公正性、透明性が確保できなかった。

### (5) 予算執行・契約事務に関するチェック体制の不備

一連の事案において、不適切な方法による予算の執行や業務の発注等が散見された。その原因の一つとして、予算執行や契約事務に対するチェック体制が不十分であったことが挙げられる。

## 5 本市の再発防止に向けた取組について

### (1) 職員倫理条例に基づく要望等への対応

#### ア 要望等の全件記録の徹底

要望の全件記録について、職員研修等を通じて全職員への周知徹底を図るとともに、作成期限の設定、記録の簡素化を図るための記録様式の変更、また、専門委員が提案する全件録音等についても検討を行い、記録作成に係る職員の負担の軽減を図る。

#### イ 不当要求行為該当性の判断における事務の見直し

不当要求行為該当性の判断を迅速かつ的確に実施するため、マニュアル・事例集の作成、研修の充実に取り組むとともに、副市長、関係局長、法務専門員等で構成する不当要求行為の該当性を判断する合議体の創設等について検討する。

#### ウ 不当要求行為に対する適正な対応の確保

不当要求行為等に関する情報共有を行い、市長をトップとする組織的な対応に努めるとともに、内部統制制度を活用したリスク管理の徹底を図る。また、幹部職員も対象としたより実践的な研修の実施、法務専門員の増員による法務研修や法務相談体制の強化、公益通報制度の更なる周知徹底に取り組む。

#### エ 議員による不当要求行為の防止に向けた議会との連携・協議

市議会議員による不当要求行為の再発防止と不当要求行為への適切な対応の確保に向け、議会と連携して取り組むべき再発防止策や情報の共有等について、議会との共同協議会において検討を行う。

#### (2) 職員の意識改革

職員の倫理、財務規律等に対する意識の高揚を図り、公正な職務の遂行を確保するため、幹部職員も含めた職員研修の充実・強化、法律に対する職員の意識を高める制度（リーガル・ドック）の導入等に取り組み、職員の意識改革に努める。

#### (3) 議会への説明責任の履行の確保

特に重要な案件、緊急・特例的な予算措置を要する案件、大幅な経費の増減等を伴う案件等について、議会への説明責任を果たし、当該案件に係る事業の公平・公正な執行と透明性の確保に努める。

#### (4) 予算執行・契約事務に関するチェック体制の充実

市ホームページにおける軽工事の内容の公開及び「軽工事等の実施に係るガイドライン」の作成を行い、契約事務の適正化に取り組んでいるところである。また、予算執行状況の内部検証、予算流用手続きの明確化等について関係部局で協議・検討を行い、予算執行事務におけるチェック体制の強化を図る。

### 6 おわりに

今後、課題となっている市議会と市職員との関係のあり方について見直しを行い、このような不祥事を二度と起こさないための再発防止策について積極的に実行していかなければならない。

また、そのためには、市議会議員と職員が一部の奉仕者ではなく全体の奉仕者であるとの認識の下に共に取り組んでいかなければならない。

本件を契機として、市長の強いリーダーシップの下、全力で改革を進めていくことを決意し、表明する。

## 「市議会議員による不当要求事案に係る検証等専門委員」の主な提言(概要)

## 1 長部専門委員

## (1) 問題点

- ア 「(1)平成 30 年度次期道路台帳システム計画策定業務委託について」「(3)姫路市基本地形図データ再構築及び道路台帳更新業務プロポーザルに関連する業務に関すること」「(9)不当要求行為で問題となった公園のフェンスの嵩上げに関すること」「(10)浜手緑地・白浜地区の公園整備に関すること」「(14)白浜小学校の相撲場整備に関すること」「(17)白浜西山公園に関すること」における市議会議員の言動の一部は、それぞれ政治倫理条例に規定する政治倫理基準に反するとともに、職員倫理条例に規定する不当要求行為に当たる。
- イ 施設の性質からして高額な費用をかける必要性・合理性があるとは考えられず、明らかに過大な公費の支出であると言わざるを得ない。(6)からくり時計・(14)相撲場・(16)栗生の松原公園・(17)白浜西山公園)
- ウ 市議会議員がこれまでの請負業者を排除し、他の業者を暗に紹介するような発言がなされており、他方で、入札参加条件がこのような業務内容としては異例の 3 者 J V とされている。この両者の間に関連性はなかったと言えるほど、3 者 J V にする必要があったことを裏付ける資料は見当たらない。とすれば、両者の間に関連性があったとみるのが妥当であり、やはり不適切であると言わざるを得ないと解される。(3)基本地形図データ等)
- エ 同一時期に行われた西側と東側を敢えて分割発注したのは、入札を避け、随意契約とするためであったとしか認められない。(8)(9)公園フェンス嵩上げ)
- オ トイレの設置工事は、給水装置工事、下水道排水設備工事及び電気工事として分離又は分割発注し、随意契約がなされており、いずれも不適切な処理であると考えられる。(13)東部析水苑グラウンド)
- カ 旧トイレの取壊しのみならず、新トイレの新設も市が特定の宗教団体に便宜を図っていると一般人の目線から見て判断されてもやむを得ないものであり、政教分離の原則に反しており違憲であると考えられる。(16)栗生の松原公園)
- キ 本件事案に関わった職員は、行政の専門家である以上、過大な公費の支出、不適切な発注方法、憲法違反の疑いのある行為をしてはならないことは当然わかっていたはずである。にもかかわらず多数の事案が繰り返されたのは、市議会議員による関与があったからに他ならない。(共通)
- ク 一連の事案において特筆すべき事項として、
- ・ 市の長年にわたる対応が、上層部に対する職員の不信感、失望感を募らせ、報告したところで何も変わらないといった諦めや閉塞感を組織全体に蔓延させていることが懸念される。
  - ・ その原因として、公職にある議員の権限又は地位による影響力から、要求を断ることによる他の業務への支障や報復への畏怖があるものと推察され、市議会議員に対する過度な配慮が一連の事案を引き起こした一因と考えられる。また、一部の職員の中には、市議会議員の要求に対し迎合するような姿勢が窺えるが、このことが市民及び他の職員

に与える影響の重大性について、自覚する必要がある。

- ・ 職員は市民全体の奉仕者であることを再認識し、全庁的な意識改革のもと、真の意味での組織的な対応を図るべきである。特に職員の管理監督の立場にある幹部職員においては、その責任と果たすべき役割は大きい。今回の件を含め組織対応の現状を重く受け止め、自らの意識改革を強く進めていくことが望まれる。(共通)

## (2) 原因

- ア 今回の事案の最大の原因は、いわゆる「口利き行為」の規制、「政官接触」の規制、すなわち地方議会の議員と行政職員との接触についての制限が不十分であったこと、あるいは既存の仕組みが機能していなかったことにあると思われる。
- イ 行為者が市議会議員である場合に「明らかな不当要求行為」と所属長が判断することはまずあり得ないと考えられる。なぜなら、市議会は行政に対し、予算、条例その他の承認案件について議決権を持ち強大な権限を有しており、所属長だけの判断で議決に際しその意思を表示できる市議会議員の行為に対して拒否し、関係機関に通報することは到底不可能と考えられるからである。不当要求行為を行った者が、純粋な民間人か市議会議員かを区別することなく一律に同じ対応を予定する現行の制度は、行為者が市議会議員の場合はそもそもおよそ機能する余地がないものと思われる。
- ウ 職員は、なるべく市議会議員の行為を矮小化し、不当要求行為には該当しないように処理しようとしていることが明らかであり、記録制度は全く機能していないと言っても過言ではない。市議会議員と職員との間の力関係の大きな差を考えると、職員が市議会議員の行為を矮小化し、不当要求行為には該当しないように処理しようとするのは当然のことである。そもそも職員に対して、市議会議員の行為の評価をさせること自体、制度として無理があると言わざるを得ない。

## (3) 再発防止策

- ア 市議会議員のみを対象とする制度を創設する。その場合、現行の「明らかな不当要求行為」「不当要求行為かどうかを判断できない行為」「要望等（不当要求行為を除く。）」をやめ、職員に分類させることなく、一律に同一の取扱いをするような制度とすべきである。
- イ 市議会議員によってなされた要望等の全件を市のホームページで公表（氏名・具体的内容）すべきである。
- ウ 市議会議員の要望等の全件について、不当要求行為に当たるか否かを職員以外の第三者機関（職員倫理審査会）に判断させるしかないと思われる。
- エ 職員による内部告発の受け皿として、内部通報窓口が果たす役割が重要である。職員倫理審査会を内部通報窓口の一つに追加することも提案したい。
- オ 職員倫理審査会の委員について、犯罪の成否やその後の手続、立件の可能性について適切な助言を行うことができる者として警察OBを登用することを検討すべきと考える。また、市の主要な部署に少なくとも1名ずつ法務専門員を配置することを提言する。



## 2 齋藤専門委員

### (1) 課題

- ア 特定の市議会議員が、地元の代表者（又は代理人）として言動を重ね、多くの不当要求行為（又はそのおそれのある行為）を行った。市は、重大プロジェクト（市場移転）の円滑な推進を最優先事項とする副市長等の上層幹部が、市議会議員の要望が不当な要求であっても何とかそれに応じて地元との関係を良好に維持しようとし、当該要求を実現するために会計等のルール逸脱が行われた。（共通）
- イ 予算がない又は予算を大幅に上回るにもかかわらず事業が行われた結果、他事業に影響を与えた可能性がある。（共通）
- ウ 職員倫理条例が周知徹底されておらず、「不当要求行為」の解釈等が個人・職位・部署によって異なる。また、要望等の記録が作成されていないケースが多い。（共通）
- エ 軽工事の発注において、担当者が過去に行った取引の経験（実績）に基づく信用評価が漫然と継続適用されており、市場競争原理が働いていない可能性が大きい。（共通）
- オ 市の公的な委員会のメンバーの選定に当たっては、その目的、影響が及ぶ範囲、選考手続の透明性の確保（客観性、専門性等）を十分に考慮すべきである。（(5)賑わい拠点施設）
- カ 予算措置の過程が不透明である。市議会議員・市民に可視化する必要がある。（(6)からくり時計）
- キ 当事案では、異例の方法で複数の業務が行われたが、その要因として、市場移転事業の推進に全庁的に協力するため、地元や市議会議員の意向を何とか形にしなければならないという重圧を幹部を含む職員が感じていたことが考えられる。（(13)東部析水苑グラウンド）
- ク 今回の相撲場に関しては、木造の神明造りにすることについて、校長、教員、PTA等の要望を聞かず、打合せもしていない。これを行ってれば、金額、デザイン等の適否が議論された可能性は大きい。また、議会に対して報告していれば、審議された可能性がある。（(14)相撲場）
- ケ 市議会議員の要望を適法性・妥当性等の観点で評価し、関係部門間で共有していれば不当要求行為や過度な要求等を回避できた可能性がある。（(16)粟生の松原公園）
- コ 予算を超過して事業執行・物品購入を行うときは、課長だけでなく、上位職を含めてその必要性を判断すべきである。（(24)白浜小屋内運動場物品購入）
- サ 優先順位を十分に検討せずに執行したことが公平性を欠く。（(26)白浜小運動場防球ネット）

### (2) 再発防止策

- ア 組織運営の仕組みの改善
- ・ 一定規模の重大事業において、組織横断的なプロジェクト運営を行うことにより情報共有（リスク発生状況等）、機能的役割分担、内部牽制等を実現
  - ・ 副市長・局長級に権限と責任が集中することから生まれる弊害を除去する仕組みづくり
  - ・ 条例等の解釈（不当要求行為の定義等）を職員、市議会議員等の間で共有する仕組み

づくり

イ 職員倫理制度の充実

- ・ 不正やルール違反を察知した職員の「駆け込み寺」機能の強化
- ・ 録音、録画等による要望等記録作業の負担軽減等
- ・ 団体からの要望時における当該団体の合意形成（ガバナンス）の仕組みの確認と要望書への要望決議日の記載
- ・ 市議会議員による要望時のルール作成（議会と協議）
- ・ 市議会議員による要望等の市長・副市長、議会への全件報告
- ・ 不当要求行為の認定方法の見直し

ウ その他制度の改善

- ・ 日常業務のなかでルール違反を排除する仕組みづくり（内部通報制度の機能充実等）
- ・ 優先順位を付けた業務実施（予算執行）ルールの策定
- ・ 会計処理基準、契約（発注）基準の見直し等

エ 監査機能の強化

- ・ 外部監査機能の強化と内部監査機能の充実

オ 法令違反者の公正かつ透明性をもった処分の実施

カ 業務品質向上に向けた中長期計画に基づく全庁的取組の実施

- ・ 内部統制システム、リスクマネジメント、内部通報制度の体系の点検等

キ 市議会議員による要望等の適正化

- ・ 予め要件を告げず、緊急に職員を呼び出す行為や長時間にわたる要望等の規制
- ・ 過度の制限は、市民の負託を受けて行政を監視する責務を担う市議会議員の正当な活動を阻害するおそれがあることに留意

### 3 柴田専門委員

#### (1) 問題点

- ア からくり時計の設置要望に係る市議会議員の言動の一部は、社会的相当性を欠く行為といえ、不当要求行為に該当する。(6)からくり時計)
- イ 市議会議員の不当要求行為に対し、建設局長は、要求に応じ、職員倫理条例で求められる毅然とした対応ができなかったほか、本来、入札手続を経なければならない工事を法令に反する形で故意に分割し、随意契約として処理している不適正な行為が認められる。  
また、総務局長の対応は、職員倫理条例に定める不当要求行為に対する適切な行動であったと評価することはできない。さらに、職員倫理課も、個々の職員の非行ではないかもしれないが期待される機能を果たせなかった。(8)(9)公園フェンス嵩上げ)
- ウ 市議会議員の不当要求行為に対し、副市長が同席していながら、建設局長は、プロポーザル方式により契約した内容を変更するという市議会議員の要求に応じ、増額変更契約の執行伺いを決裁した点で不適切な対応であった(不当要求行為を止められなかった副市長の対応も不適切である)。また、不当要求行為が行われた中での人事異動は、議員による影響と強く推認させるものであり、極めて疑問と言わざるを得ない。(10)浜手緑地公園整備)
- エ 東ルートの整備要望に係る市議会議員の言動の一部は不当要求行為に該当すると評価できる。建設局長をはじめとした職員は、不当要求行為に対し、不当要求行為と認識した対応を行うことはできておらず、職員倫理条例で求められる不当要求行為に対する毅然とした冷静な対応ができたとはいえなかった。(11)東ルート)
- オ 道路建設課長が、市議会議員の要望に応じ、業者の紹介を受けたり、連絡をさせたりしたことにより、特定の業者の受注に有利な影響を与えた可能性が否定できない。(12)新恋の浜橋)
- カ グラウンド整備工事に本来あたるべきでない建設局の技能労務職員をあて、そのために職員らで行うべき里道整備工事ができず、外部の業者に発注したことは不適切であった。  
また、工事を故意に分割発注して随意契約として処理した点で、法令に照らし不適切であった。(13)東部析水苑グラウンド)
- キ 学校施設課長は、要望に配慮した形を示すため、正当な理由なく契約日を予定より遅らせる対応をした。この対応は適切であったとは言えない。また、副市長は、市議会議員の要望が過度なものであるとの認識を持っていたか持ち得たにもかかわらず、市議会議員の要望に応じ、木造の神明造で進めるように指示した。また、もう一人の副市長も、職員から相談を受け、市議会議員の要望が過度なものであるとの認識を持っていたか持ち得たにもかかわらず、予算を大幅に超える木造の神明造による相撲場新築工事を進める決裁をした。(14)相撲場)
- ク 白浜小学校渡り廊下の整備要望に係る市議会議員の言動の一部は、社会的相当性を逸脱した不当要求行為と評価すべきである。既に計画が進捗し、行えないとした工事が、市議会議員の地元に対する影響力を誇示しての威迫を受けて変更されるという構図は、結果として完成された建築物が過度のものではないとしても、要望自体が不当要求行為であるとの評価を否定する理由にはならない。(15)白浜小学校渡り廊下)

- ケ 建設局長は、予定されていた予算 1,000 万円のところ、市議会議員の要望にしたがったために増額された 2,029 万 5,000 円の西山公園便所新築工事を決裁した。また、公園整備課長は、なんら合理的な理由があるとも思われないトイレの壁をなまこ壁にするという外壁等変更工事を市議会議員の要望を受けて実施することとし、建設局長はこれを決裁した。(17)白浜西山公園)
- コ 産業局長について、法令上の根拠がないのに不当な要求をすぐさま受け入れて入札公告の取下げを進めた点で、職員倫理条例で求められるべき職員の対応がとれなかったことが認められる。また、両副市長は、同条例の対象とはならないものの、職員に対する不当要求行為を認識した場合に毅然とした対応を行うべく指示もしくは自ら対応することが強く期待されるにもかかわらず、むしろ不当な要求へ従うことを指示したのであるから、不適切な行為があったと評価できる。((21)新市場実施設計入札取止め)
- サ 白浜公民館ロビーの改修要望に係る市議会議員の言動の一部は、社会的相当性を逸脱した不当要求行為に該当する。生涯学習課長及び公民館担当係長は、市議会議員から不当要求行為を受けながら、不当要求行為であることを十分認識することもできず、「市場の代償ということにすれば理由も整う」とした市議会議員の対応を容認して改修工事を進めており、職員倫理条例で求められるべき職員の対応がとれなかったことが認められる。
- また、産業局長及び副市長は、市議会議員からの不当要求行為の場に居合わせておらず、不当要求行為があったかについての認識が不十分であった可能性があり、職員倫理条例違反等の不適切行為があったとまでは断定できないが、市場移転事業に名を借りた市議会議員の強引な要望を無批判に進めるべく行動しており、少なくとも職責に照らし十分な対応であったとは言い難い。((27)白浜公民館)
- シ 一連の事案について特筆すべき事項として、①市議会議員の要望等の行為が長期的かつ多数に及ぶこと、②特別職を含む幹部が不当要求行為を直接知りながら阻止できなかったこと、③不当要求行為の判断の仕組みが全く機能しなかったことがあげられる。(共通)

## (2) 原因

- ア 不当要求行為の定義の問題点
- ・ 不当要求行為の定義に「社会的相当性を逸脱した」という評価的文言が入っている箇所があり、これが職員にとって不当要求行為と判断するのに慎重になった原因の一つと考えられる。
  - ・ 他都市の規定と比較すると、正当な理由がない要望で、「特定の者に対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること」「職務上知り得た秘密を漏らすよう求めること」「執行すべき職務を行わないよう求めること」といったものが、他都市の基準では容易に「不当要求行為」に該当するにもかかわらず、姫路市の基準では、不当要求行為に該当しないと判断される可能性が生じていた。
- イ 中央卸売市場移転事業偏重の姿勢が不当要求行為の温床となったこと
- ・ 市場移転事業を重視しすぎたために、地元自治会の意見や要望を大切にしたいという考え方が、徐々に「地元自治会の立場を強調し地元と密接に関係する市議会議員の要望

をできるだけ実現することが望ましい」とまで変容するに至り、市全体の姿勢が市場移転事業を偏重するバランスを欠いたものとなってしまった。

- ・ このような姫路市全体、副市長以下の姿勢が、一般職員まで行き渡った結果、「中央卸売市場移転の目的のためには地元関連の要望はできるだけ実現すべきであり、市議会議員による過度な言動も我慢せざるを得ない。契約規則や予算に関する原則も全て後回しである。」という雰囲気醸成し、不当要求行為の温床となったものと考えられる。
- ウ 不当要求行為の判断の仕組みが公職者による行為に対応できなかったこと
- ・ 一般的な第三者と職員との関係と異なり、公職者と職員との関係は各事業や要望事項を離れても長期間継続し、かつ、市議会議員は、当選回数を重ねた場合、局長や副市長との対等もしくは上位に立つ関係となりやすい。したがって、職員にとって、対応した市議会議員の要望が不当要求行為に該当するとの判断を下すことは困難を伴う。
  - ・ いったん不当要求行為以外として所属局で判断された内容を、職員倫理課等の他の部署が改めて判断する、所属局以外の判断で第三者機関に再判断を求める等の仕組みが定められていなかった。

### (3) 再発防止策

#### ア 不当要求行為の定義を変更すること

- ・ 正当な理由がない要望で、「特定の者に対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること」「職務上知り得た秘密を漏らすよう求めること」「執行すべき職務を行わないよう求めること」といったものについても範囲に含め、職員が主観的な評価をせずとも該当性が判断できるよう規定を変更すべきである。
- ・ 要望等の記録の対象者を「職員等」と広げ、一般職だけでなく特別職の職員に対するものも含められないかについても前向きに検討されたい。

#### イ マニュアル等の再整備を行うこと

- ・ 不当要求行為の定義について、変更を行った場合には、当然それに応じたマニュアルの再整備が必要である。その際、正確を期するあまり慎重な表現になりすぎて職員が該当性判断を躊躇したり、不当要求行為と疑わしい要望が水面下に潜ったりすることのないように表現方法を十分検討すべきである。

#### ウ 不当要求行為に該当するか否かの判断の仕組みを変更すること

- ・ 現在の取扱いでは、不当要求行為等を記載する様式1は、①不当要求行為、②不当要求行為のおそれのある行為、③その他、に分けられるところ、②に区分けされた行為が「不当要求行為に該当しない行為」と取り扱われている点に問題がある。
- ・ 今後とも公職者等に遠慮し不当要求行為と断定しづらい職員が生じる可能性は多分にある。そのような場合に備え、「不当要求行為のおそれがある」という形で問題意識を発信することを認めることは、むしろ潜在的な不当要求行為事案を表面化しやすくする効果があると思われる。その上で、職員倫理課等の他部署が当該内容を確認して適切な判断に導く（他部署による不当要求行為の判断という制度を設ける、他部署の判断により第三者機関へ諮問するルートを設ける）ための仕組みを構築することが現実的な方策で

はないかと思料する。

エ ア～ウの変更に基づいた要望記録の作成、判断等に関する研修等を行うこと

- 一般職員から副市長、市長に至るまで、十分に内容を理解し、再発を防止できるような研修等を行う必要がある。

## 共同協議会の概要等について

### 1 目的

- ・議員による不当要求行為の再発防止と不当要求行為に屈しない市の組織づくりを目的に、議員と理事者が共同で協議し、その方策を取りまとめるもの

### 2 組織

【議会】 6人

〔代表〕 宮下 和也 議員（公明党）

〔構成員〕 竹尾 浩司 議員（市民クラブ）、汐田 浩二 議員（自由民主党）、  
東影 昭 議員（新生ひめじ）、森 由紀子 議員（日本共産党議員団）、  
牧野 圭輔 議員（療原会）

【理事者】 5～6人

〔代表〕 坂田 基秀 総務局長

〔構成員〕 小林 秀祐 総務部長、有末 元三 職員倫理課長、  
網井 隆博 法制課長、坪山 元 法務専門員

※協議事項の内容によって、追加で担当局長が出席する。

### 3 協議事項

#### (1) 不当要求行為の認定等に係る見直し

- ① 「要望」又は「不当要求行為」の適正な分類と、「不当要求行為のおそれ」の廃止
- ② 不当要求行為の認定に係る審査を行う内部組織「姫路市要望等庁内審議会」（副市長、担当局長、総務局長、法務専門員等で構成）の設置  
※「姫路市要望等庁内審議会」における審査において結論が出せない案件は、「職員倫理審査会」で改めて審査
- ③ 不当要求行為と認定した場合は、当該議員に警告書を発出

#### (2) 予算執行に関する議会への説明

- ・箇所付け予算の内容（予定事業等）や事業規模・内容の変更等により予算の大幅な見直しが必要となる事業等に関する議会報告について検討

#### (3) 職員倫理条例に基づく適切な職員の対応

- ① 対応時における記録について、全件及び早期作成を徹底
- ② 複数職員による対応の徹底
- ③ 議員からの不当要求行為に対する実務的職員研修の充実

#### (4) 議員による不当要求行為の未然防止対策

- ・不当要求行為を行おうとしている議員についての議会への対応の検討

#### (5) 議員による不当要求行為を認定した場合の対応

- ① 議会への報告
  - ・不当要求行為と認定した場合は、議会（議長）にその旨を報告（記録簿、警告書写の送付）
- ② 議会の措置
  - ・議会は、当該報告を受けた場合には必要な措置を検討

## 市議からの不当要求行為防止に係る取組み（第1弾）

## 1 項目

## (1) 市議からの要望等の記録票兼報告書（以下「要望記録」）の全件合議等

- ・市議からの要望記録は、全て局長決裁とする。
- ・市議からの要望記録の決裁について、職員倫理課を合議に追加する。
- ・市議からの要望記録は、市長、副市長に全件報告する。  
※報告は、職員倫理課が実施。

## (2) 要望等の分類の見直しと職員倫理課への報告

- ・不当要求行為の認定に係る判断を明確にするため、「不当要求行為のおそれ」の区分を廃止
- ・所管局において、不当要求行為の疑義があると判断する要望等は、速やかに職員倫理課に報告する。

(3) 庁内体制の強化 … 資料4-1を参照

- ・副市長をトップとした「姫路市要望等庁内審議会」を設置
- ・委員 ⇒ 要望等を所管する局長及び倫理監督者は出席
- ・不当要求行為の審議、不当要求行為に対する措置、制度の運用など

## (4) 警告書の発出の義務化

- ・不当要求行為と認定した市議に対し、必ず、文書による警告を実施

## (5) 職員の意識改革に向けた取組み

- ・グループミーティングの月例実施（現行の四半期実施分を除く）
- ・テーマは、リスク管理・評価の項目や所管の事務ミス事案を活用
- ・実績は、倫理週間（6月・12月）のGMの報告に併せて、職員倫理課に提出

## (6) これまでの取組みの徹底

- ・要望記録の全件記録化及び早期作成 ⇒ 事案発生後、3開庁日以内に起案
- ・複数の職員による対応

## 2 今後の対応 … 第2弾

- ・記録票兼報告書（不当要求・要望）の様式の見直し
- ・チェックリストの作成、活用
- ・マニュアルの改正 ⇒ 不当要求行為の判断基準の明確化、事例集の作成など
- ・職員研修（幹部職員含む）の実施



## 姫路市要望等庁内審議会について

# 資料4-1

### 1 目的

市議会議員の要望等に係る「不当要求行為」該当性に関する判断の困難さを解消するため、その判断を行う合議体を設置する。

設置により、得られる効果は以下のとおり。

- (1) 合議体で審議することにより、職員と市議という特殊な関係下においても、その判断に影響を及ぼすことなく、的確な判断を行うことができる。
- (2) 複数で審議することにより、事案を客観的に判断することができる。
- (3) 組織で事案の情報共有をすることができる。

### 2 所掌事務

- (1) 次に掲げる要望等に不当要求行為が含まれているか否かの判断
  - ア 職員が姫路市議会議員から受けた要望等
  - イ 姫路市要望等庁内審議会の会長が特に必要と認める要望等
- (2) (1)の要望等に不当要求行為が含まれていた場合に講ずべき措置
- (3) (1)(2)のほか、姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例及びこれに関連する制度の運用に関すること。

### 3 委員

会長：和田副市長

副会長：佐野副市長、志々田副市長

委員：総務局長、総務部長、法務専門員

臨時委員：関係局長、倫理監督者\*等

※ 職員の職務に係る倫理の保持及び公正な職務の遂行を図るため、職員倫理条例に基づき任命権者が任命（原則、局庶務担当部長が就任）

### 4 運用開始日

令和4年4月25日

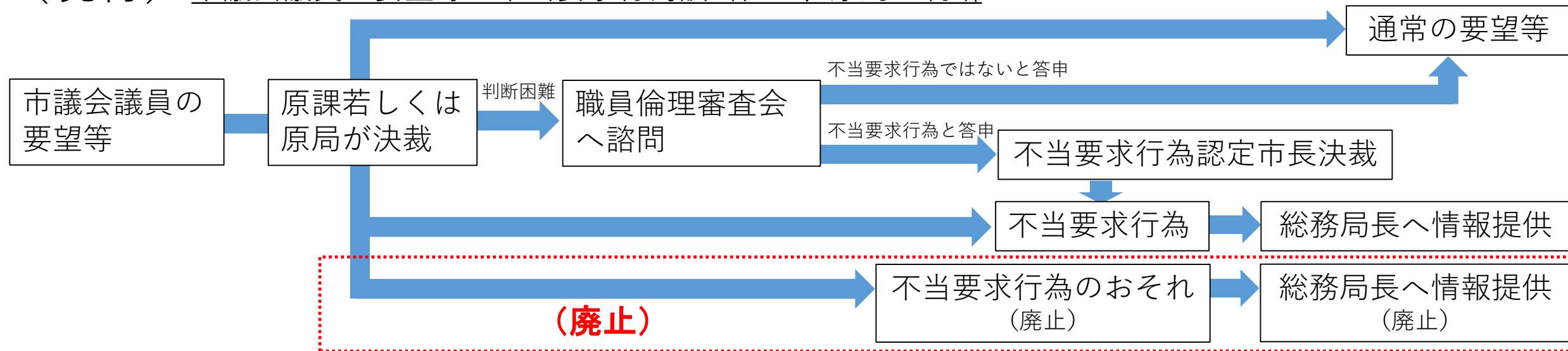
### 5 その他

- (1) 運用開始後も不当要求行為の認定は、これまでどおり任命権者が実施
- (2) 要望等庁内審議会によっても判断が困難な場合は、市の附属機関であり外部有識者が委員となっている姫路市職員倫理審査会への諮問も可能

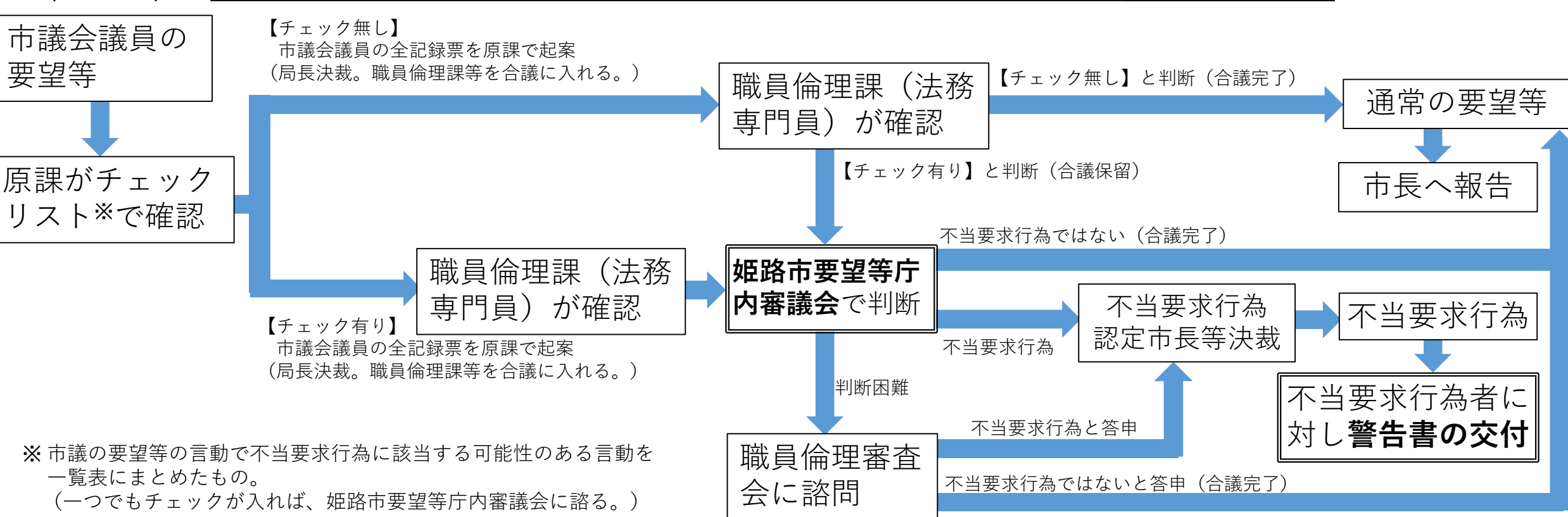
# 市議会議員の要望等に関するフロー図

資料 4 - 2

(現行) 市議会議員の要望等の不当要求行為該当性を、原局で判断



(今後) 市議会議員の要望等における不当要求行為該当性を、原局ではなく合議体等で判断



※ 市議の要望等の言動で不当要求行為に該当する可能性のある言動を一覧表にまとめたもの。  
(一つでもチェックが入れば、姫路市要望等庁内審議会に諮る。)

## 姫路市職員倫理条例運用状況(令和3年度)

## 1. 記録件数について

単位:件

局名等	要望等の件数					要望等 (左記内数)		不当要求 行為等(左記内数)		書面	
	公職者等	法人・他団体	個人	合計	前年比	合計	前年比	合計	前年比	合計	前年比
政策局	7 (0)	26 (1)	52 (1)	85	-96	82	-98	3	2	2	-14
総務局	16 (0)	3 (0)	40 (14)	59	6	59	7	0	-1	14	13
財政局	10 (0)	17 (0)	30 (0)	57	9	49	6	8	3	0	-1
市民局	17 (0)	50 (4)	127 (29)	194	13	177	0	17	13	33	23
環境局	18 (0)	736 (8)	327 (63)	1,081	-377	1,080	-377	1	0	71	30
健康福祉局	15 (3)	36 (4)	203 (12)	254	-18	247	-10	7	-8	19	6
こども未来局	39 (2)	28 (1)	217 (76)	284	79	276	73	8	6	79	-5
観光スポーツ局	20 (0)	13 (5)	19 (44)	52	-2	51	3	1	-5	49	18
産業局	36 (0)	28 (7)	22 (1)	86	51	85	50	1	1	8	1
都市局	57 (1)	30 (0)	53 (26)	140	-17	137	-19	3	2	27	21
建設局	106 (0)	177 (3)	284 (13)	567	230	562	226	5	4	16	5
下水道局	56 (0)	61 (194)	80 (2)	197	78	192	74	5	4	196	7
会計課	0 (0)	0 (0)	4 (0)	4	2	4	2	0	0	0	0
水道局	0 (0)	10 (0)	41 (0)	51	-34	51	-34	0	0	0	-1
消防局	31 (0)	55 (0)	159 (0)	245	-15	244	-6	1	-9	0	0
議会事務局	0 (0)	0 (2)	4 (9)	4	4	1	1	3	3	11	0
教育委員会事務局	132 (1)	14 (10)	124 (249)	270	-32	268	-29	2	-3	260	56
選挙管理委員会事務局	2 (0)	12 (0)	90 (6)	104	103	104	103	0	0	6	3
監査事務局	1 (0)	0 (0)	4 (0)	5	4	5	4	0	0	0	0
公平委員会事務局	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	0 (0)	1 (0)	1 (1)	2	2	1	1	1	1	1	1
合計	563 (7)	1,297 (239)	1,881 (546)	3,741	-48	3,675	-61	66	13	792	140

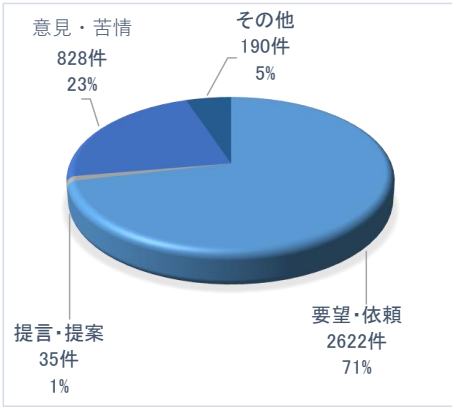
※( )内は書面件数(要望等件数の外数)

※件数は速報値であり、その後、精査することにより増減することがあります。

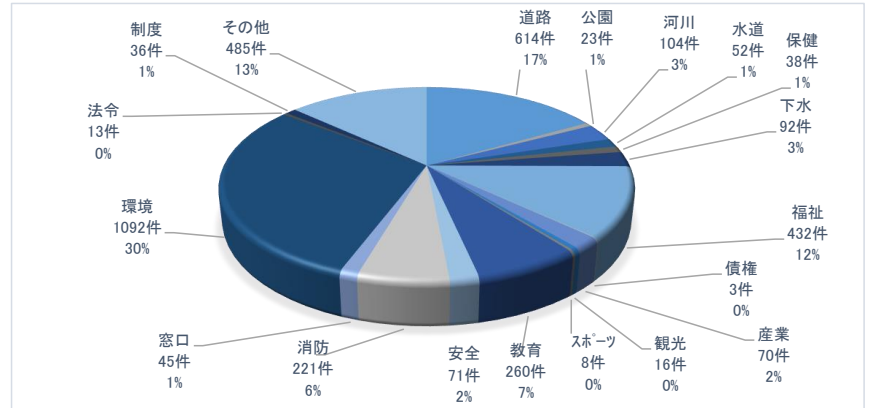


## 2. 要望等について（不当要求行為等を除く。） 3,675件(-61件)

種別件数



分類別件数



任命権者別件数

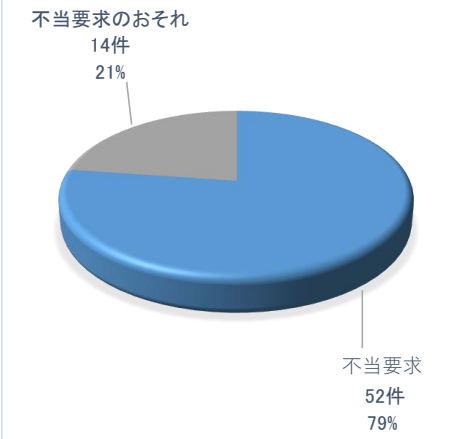
任命権者	要望等 (不当要求行為等を除く。)
市長	3,001件
その他の任命権者	674件
合計	3,675件

区分別件数

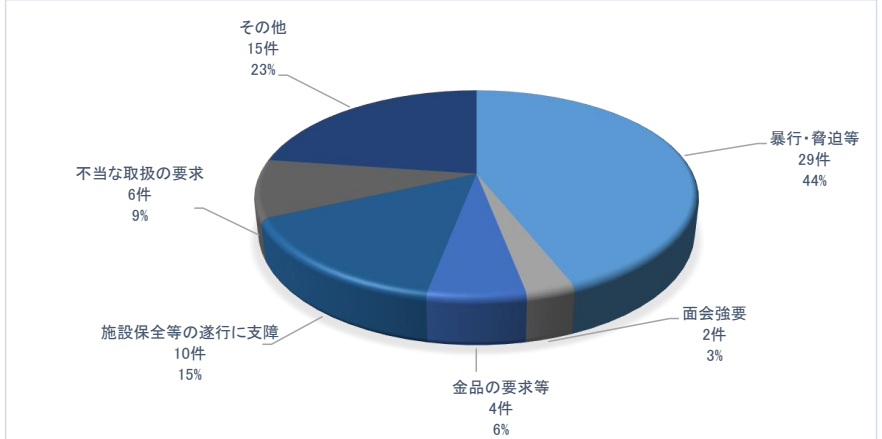
要望者	要望等 (不当要求行為等を除く。)
公職者等	562件
法人その他の団体	1,287件
個人	1,826件
合計	3,675件

## 3. 不当要求行為等 66件(+13件)

種別件数



分類別件数



任命権者別件数

任命権者	不当要求行為等
市長	59件
その他の任命権者	7件
合計	66件

区分別件数

要望者	不当要求行為等
公職者等	1件
法人その他の団体	10件
個人	55件
合計	66件

4. 書面について 792件(+140件) (不当要求行為等なし。)

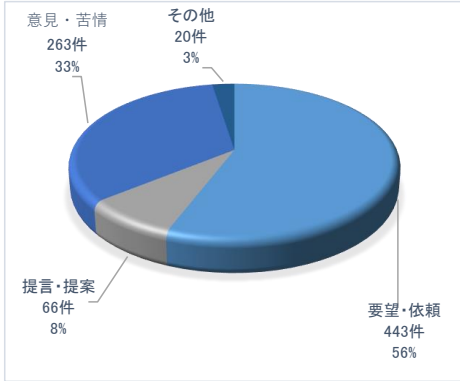
任命権者別件数

任命権者	要望等 (不当要求行為等を除く。)
市長	514件
その他の任命権者	278件
合計	792件

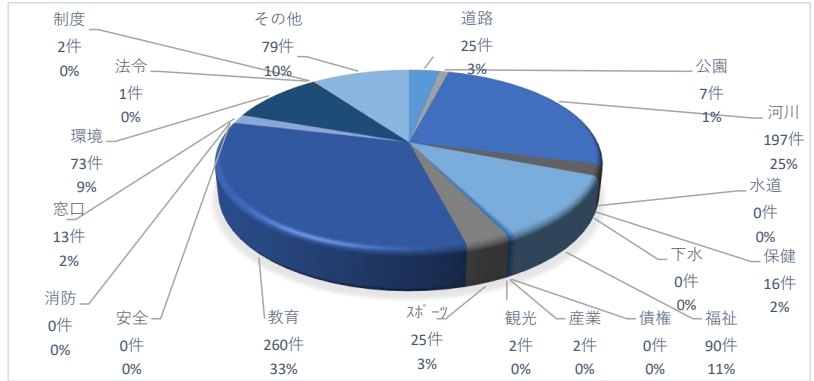
区分別件数

要望者	要望等 (不当要求行為等を除く。)
公職者等	7件
法人その他の団体	239件
個人	546件
合計	792件

種別件数



分類別件数



5. 姫路市職員倫理審査会への諮問状況及び答申結果

(1) 諮問状況

種別	件数
要望等の不当要求行為の該当性	2件
不当要求行為者の氏名等の公表の適否	0件

(2) 答申結果

内容
いずれも不当要求行為に該当する行為があったとして 取り扱うべきものであると判断する。

6. 懲戒処分について

令和3年度 0人

令和4年度(5月末現在) 0人

## 資料5-1

不当要求行為に関する状況(令和3年度)

52件(令和2年度:23件)

No.	対応日	行為者	区分	行為の概要	対応した所属	報告回数
1	R3.4.28	市内在住 男性	個人	職員からの説明に納得しない要望者が、長時間執務室内に居座ったもの	秘書課	1
2	R3.5.28	市内在住 女性	個人	職員からの説明に納得しない要望者が、申請書を職員に対して投げつける等威圧的言動を行ったもの	住民窓口センター	1
3	R3.5.25	市内在住 男性	個人	職員からの説明に納得しない要望者が、職員を脅迫する発言を行ったもの	中央支所	1
4	R3.6.14	市内在住 男性	個人	職員からの説明に納得しない要望者が、職員を脅迫する発言を行ったもの	こども保育課	1
5	R3.6.18	市内在住 男性	個人	職員の謝罪に納得しない要望者が、執拗に自らの保険料の減額や職員の処分を求めたもの	国民健康保険課	1
6	R3.6.11	居住地不明 男性	団体	職員の回答に納得しない要望者が、大声で威圧的に職員に個人的な負担を求める行為を行ったもの	下水道整備室	5
7	R3.6.14	居住地不明 男性	団体	公文書に市長印を押印するよう要望者が、大声で職員を罵倒したもの	下水道整備室	5
8	R3.6.18	居住地不明 男性	団体	公文書の記載内容に納得しない要望者が、職員に対して威圧的な発言を行ったもの	下水道整備室	5
9	R3.6.21	居住地不明 男性	団体	公文書の記載内容に納得しない要望者が、職員を罵倒したもの	下水道整備室	5
10	R3.6.21	居住地不明 男性	団体	公文書の記載内容に納得しない要望者が、職員を罵倒したもの	下水道整備室	5
11	R3.8.10	市内在住 男性	個人	職員からの説明に納得しない要望者が、大声で騒ぎながら机を叩いたり消耗品を倒す等の言動を行ったもの	中央支所	1
12	R3.8.20	居住地不明 男性	個人	職員の言葉遣いが悪いと主張し、職員を脅迫・罵倒したもの	都市計画課	1
13	R3.8.31	市内在住 男性	個人	口座引き落としの申し込みを受け、引き落とされた保険料につき、返還されないことに納得せず、職員を脅迫したもの	国民健康保険課	1
14	R3.6.29	市内在住 男性	個人	調査に納得しない要望者が、職員に謝罪を要求したり粗暴な発言を行ったもの	納税課	1
15	R3.6.28	市内在住 男性	個人	滞納処分に不満を持つ要望者が、退去を促そうとする職員を遮り執務室で長時間居座り主張し続けたもの	納税課	2

No.	対応日	行為者	区分	行為の概要	対応した所属	報告回数
16	R3. 6. 29	市内在住 男性	個人	滞納処分に不満を持つ要望者が、退去を促そうとする職員を遮り執務室で長時間居座り主張し続けたもの	納税課	2
17	R3. 9. 24	居住地不明 男性	団体	上司（不在）に電話を繋がないことに納得しない要望者が、対応した職員に対して、市長や市議会議員を通じた降任を仄めかし脅したもの	企画政策室	1
18	R3. 10. 4	市内在住 男性	個人	職員の主張に納得しない要望者が、カウンターを平手で複数回叩くなどの行為を行ったもの	城乾サービスセンター	1
19	R3. 11. 8	市内在住 男女	個人	職員で対応困難なことを複数回にわたり電話で訴え、職員の対応が悪いと主張し続けたもの	介護保険課	1
20	R3. 8. 13	市内在住 男性	個人	課税額に納得しない要望者が、課税額を下げるよう求めた上、自らが有利となるよう職員に対し文書に署名をするよう迫ったもの	納税課	4
21	R3. 8. 13	市内在住 男性	個人	課税額に納得しない要望者が、自らが有利となるよう職員に対し文書に受領印を押印するよう求めたもの	資産税課	4
22	R3. 12. 7	市内在住 男性	個人	必要な手続きを経ず入室しようとしたり、許可なく職員の写真撮影を行ったり、度重なる指導にも関わらず大声を発する行為を繰り返したもの	議会事務局 総務課	7
23	R3. 12. 10	市内在住 男性	個人	要望に対する職員の回答に納得しない要望者が、職員を罵倒したもの	こども家庭総合支援室	3
24	R3. 12. 27	市内在住 男性	個人	職員の説明に納得しない要望者が、机を叩き職員を威嚇したもの	国民健康保険課	1
25	R3. 12. 27	市内在住 女性	個人	過去の経緯の説明を要求する要望者が、上司との面会を強要したもの	こども家庭総合支援室	2
26	R3. 12. 21	市内在住 男性	個人	市が応じることのできない要望にも関わらず、複数日・長時間にわたり要望を続けたもの	市民総合相談室	1
27	R3. 12. 23	市内在住 男性	個人	所管課が異なり応じることができない要望にも関わらず、居座り続けた上、関係のない来庁者に対して大声を発したもの	秘書課	7
28	R3. 12. 21	市内在住 男性	個人	必要な手続きを経ず入室する目的で、関係者以外立ち入り禁止の場所を無断で通り抜けた上、入室後、入室者が守るべき規則に反し会議中に大声で叫ぶなどの行為を行ったもの	議会事務局 総務課	7
29	R3. 12. 28	市内在住 男性	団体	市から団体への依頼を全て断ることをちらつかせ、応じることのできない要望に応じるよう要求したもの	美化業務課	1
30	R4. 1. 5	市内在住 男性	個人	職員が要望（職務外の内容）に応じないことに納得しない要望者が、職員を罵倒したもの	こども家庭総合支援室	3

No.	対応日	行為者	区分	行為の概要	対応した所属	報告回数
31	R4. 1. 20	市内在住 男性	個人	職員の発言に納得しない要望者が、職員を罵倒したもの	財政課	1
32	R3. 9. 7	市内在住 女性	個人	職員の対応に納得しない要望者が、本来市が行うべきでない業務を実施するよう求めたもの	保健所衛生課	3
33	R4. 1. 26	居住地不明 女性	個人	要望に応じないことに納得しない要望者が、市のパソコンやカードリーダーを何度も叩いたり、委託業者のスタッフを手帳で叩く行為を行ったもの	住民窓口センター	1
34	R4. 1. 20	市内在住 男性	個人	職員の説明に納得しない要望者が、職員を威圧する発言を行ったもの	こども家庭総合支援室	1
35	R4. 1. 27	市内在住 女性	個人	職員が要望者に対し退去を要求したにも関わらず、特定の場所に居座り続けたもの	学校指導課	2
36	R3. 12. 22	居住地不明 男性	個人	課税額に納得しない要望者が、自らが有利となるよう職員に対し執拗に文書の受け取りを求めたもの	納税課	4
37	R3. 12. 27	居住地不明 男性	個人	課税額に納得しない要望者が、自らが有利となるよう職員に対し執拗に文書の受け取りを求めたもの	納税課	4
38	R4. 2. 2	市内在住 女性	個人	職員の説明に納得しない要望者が、職員の正常な業務を困難にするほどの大声を発したものの	住民窓口センター	2
39	R4. 2. 18	市内在住 男性	個人	要望者が要望の途中で職員を罵倒する発言を行ったもの	企画政策室	1
40	R4. 2. 21	市内在住 男性	個人	職員の警告を無視して必要な手続きを経ずに入室しようとしたり、大声を出し続けたもの	議会事務局 総務課	7
41	R3. 9. 15	市内在住 女性	個人	職員の対応に納得しない要望者が、何度も同じ件で要望を行ったもの	保健所衛生課	3
42	R3. 10. 12	市内在住 女性	個人	職員の対応に納得しない要望者が、何度も同じ件で要望を行ったもの	保健所衛生課	3
43	R3. 11. 10	市内在住 男性	個人	職員の説明に納得しない要望者が、大声での要望を続け、執務室に居座り続けたもの	北部道路事務所	1
44	R4. 3. 2	市内在住 男性	個人	要望者が職員に対し実現不可能な手続きを繰り返し求めたもの	住民窓口センター	1
45	R4. 1. 7	市内在住 男性	個人	市の対応に納得しない要望者が、職員を罵倒したもの	こども支援課	3



No.	対応日	行為者	区分	行為の概要	対応した所属	報告回数
46	R4. 2. 1	市内在住 女性	個人	市の対応に納得しない要望者が、職員の家庭環境を調べることを仄めかし脅したものの	こども家庭総合支援室	2
47	R4. 3. 20	市内在住 男性	個人	駆け付けた救急隊員の近くの床を拳で叩きながら声を荒げ暴言を發したものの	姫路西消防署 飾西出張所	1
48	R4. 1. 25	市内在住 女性	個人	要望者が職員に対し、職務として実施困難なことを強要したものの	安室サービスセンター	1
49	R3. 11. 9	市内在住 男性	個人	要望者が執拗に市発注の工事の中止を求めたものの	道路建設課	7
50	R3. 11. 11	市内在住 男性	個人	要望者が執拗に市発注の工事の中止を求めたものの	道路建設課	7
51	R3. 12. 3	市内在住 男性	個人	要望者が執拗に市発注の工事の中止を求めたものの	道路建設課	7
52	R4. 1. 27	市内在住 女性	個人	要望者が以前に職員から説明を受けた支給日と実際の支給日とが異なることを主張し、声を荒げながら暴言を發したものの	こども支援課	1